

枚方市公害防止条例改正に向けての意見要約（第 1 回～第 4 回部会）

「新たな地下水採取規制について」

NO	分野	委員による意見	部会
1	地下水位の測定	(三田村委員) 枚方市域で地下水位の測定が行われていることは、地下水状況を把握するためには、有意義なことである。今後も、地下水位を継続して測定し、長期間の水位の変動を見ていく必要がある。	第 2 回
2	地下水採取規制の方向性	(三田村委員) 枚方市域では、現在は地盤沈下は落ち着いている状況である。地下水は貴重な水資源であり、上手く活用していくことが必要である。その際には、きっちりとモニタリングを行い、状況が悪くなったときには、改善命令が出せるような仕組みが必要となる。	第 2 回
3	規制制度の見直しの考え方	(永嶋委員) 地盤沈下が沈静化しているのは、規制を行っているためなのか、そうでないのかが、はっきりとしない。こうした将来に責任が持てない状況の中で、一度に、規制を大きく変更するのは、怖い気がする。	第 2 回
4	地下水状況のモニタリング結果の公表	(石川副部会長) 地下水位等の測定と記録を義務付けるのであれば、その測定結果については、市民が自らの目で監視ができるよう公表すべきである。	第 2 回
5	規制について	(永嶋委員) 環境省のガイドラインによると、地盤沈下は地質構造や地下水の利用状況等の諸条件によって発生の形態が異なり、監視に当たってもそれらの地域特性を踏まえた監視を行う必要があることから、画一的な基準を設けることは困難であり、地盤沈下の防止が困難であると考えられるとともに、現行の規制を緩和することによって、将来、地盤沈下が起こった場合、責任が持てないため、現在提案されている大幅な規制緩和には賛同できない。	第 3 回
6	地盤沈下の監視	(永嶋委員) 環境省のガイドラインに定める知見も現時点のものというに過ぎず、地下水位の測定をおこなったとしても、地盤沈下の兆候を発見できると断定しているわけではなく、必ずしも地盤環境の監視ができるとは言えない。	第 3 回
7	地下水の保全	(永嶋委員) 限りある資源である地下水を守ることも必要である。地下水は、今の世代だけで享有すべきではなく、未来の世代に残していきたいと考える。これから先、地球環境の悪化によって地下水が貴重な水源となる可能性もある。	第 3 回

「新たな工場等に対する規制について」

NO	分野	委員による意見	部会
1	検討の視点	(永嶋委員) 公害防止、環境保全という目的は、そもそも行政の効率化や産業振興とは対立するものだと思われる。本環境審議会としては、基本的には、枚方市環境基本条例や公害防止条例の理念に基づき、市民の健康で快適な生活の確保を図るという観点から検討するべきであるし、またそれで足りるのではないか。	第 3 回

「新たな工場等に対する規制について」(つづき)

NO	分野	委員による意見	部会
2	規制の在り方	(永嶋委員) 条例の大幅な見直しを一気に行うという今の動きは性急に過ぎるように思い、そこまでの必要があるのか疑問を感じると同時に、市側の姿勢に懸念を抱く。 規制の整理は必要かもしれないが、規制緩和に関してはもう少し時間をかけて議論すべきではないか。	第 3 回
3		(永嶋委員) 枚方市としては、常に、国や府の政策とは独自の観点から、環境問題に取り組んでほしい。	第 3 回
4		(永嶋委員) 環境対策については、事業者に対して、規制により、縛りをかけていく必要がある。	第 4 回
5		(藤尾委員) 条例等による縛りだけでなく、よりモラルの向上を求めていくことが重要である。	第 4 回
6		(石川委員) 公害問題については、行政の監視とともに、市民の目で監視をするという視点は重要である。	第 4 回